

奈良県告示第七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、生駒市長から次のとおり町の区域及び名称を変更する旨の届出があった。

この処分は、平成二十一年六月十三日からその効力を生ずる。

なお、関係の区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりである。

平成二十一年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

新町名	現町名	新町となる区域
上町台	上町（一部）	<p>上町二九八一の二、三〇一五、三〇四四の四、三〇五六、三〇六一の一から三〇六一の四まで、三二〇〇の一四九から三二〇〇の一五一まで、三二〇〇の一五四から三二〇〇の一五九まで、三二三五から三二三九まで、三二六四の一から三二六四の七まで、三二六五の二、三二七五の四、三一七五の六から三一七五の八まで、三一七七の一から三一七七の三まで、三一七八の一、三一七八の二、三一七九、三一八〇の三から三一八〇の五まで、三一八二の一、三一八二の二、三一八三の一、三一八三の二、三一八四から三一八六まで、三一八八から三一九五まで、三一九六の一、三一九六の二、三一九七から三二〇二まで、三二〇三の一、三二〇三の二、三二〇四から三二〇九まで、三二一一、三二二二の一、三二二二の二、三二二三の一、三二二三の二、三二二四の一から三二二四の二まで、三二二六、三二二七の一、三二二〇、三二二四、三二二五、三二四四、三二四八から三二九五まで、三二九七、三二九八、三三〇一、三三四八から三三五〇まで、三三五三の一から三三五三の六まで、三三五四の一、三三五四の二、三三五五から三三六一まで、三三七八、五八〇八から五八一〇まで、五八一二、五八一三、五八一五の一、五八一五の二、五八一六の</p>

	白庭台二丁目（一部）	
白庭台二丁目三〇〇の一五二並びにこの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部	一及び五八一六の二並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部	

別図1 (変更前)



